

# 自転車通学規程

## 1 自転車通学許可条件

徒歩を原則とする。ただし、通学距離が2 km以上ある者で、防犯登録と自転車自賠責保険等に加入している者とする。

## 2 許可される通学用自転車の型

(1) 通学用自転車は、通学に適した安全で標準的なものとし、マウンテンバイクやロードバイクなどの競技用自転車での通学は認めない。

① ハンドルは標準的なアップハンドル、オールラウンダーハンドル（平ハンドル、一文字ハンドル）とする。ハンドルを無理やり上にあげたものや、チョッパー型は禁止とする。

② スタンドは両脚スタンドとし、後部に荷台をつける。

(2) 自転車フレームの色はシルバー、灰、黒とする。

## 3 自転車の乗り方について

(1) 自転車乗車時はいつもヘルメット、タスキを正しく着用し、あご紐をしっかりと締める。ヘルメット・タスキの着脱は自転車置き場で行う。かばんは荷綱で荷台に固定する。

(2) 交通ルールやマナーを守った自転車走行を心がける。

① 標識を守り、交差点では、安全の確認をする。

② スピードは控えめにし、落ち着いた運転を心がける。

③ 決められた通学路以外の道は通らない。また、寄り道をしない。

④ 2人乗りや並進など危険な乗り方を絶対にしない。

⑤ 傘さし運転などの片手運転はしない。雨天時はカッパ等を着用する。

⑥ 朝夕、ライトは早めに点灯して走行する。

⑦ ブレーキの効く自転車を運転する。

⑧ 路側帯を通行する場合は、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行し、歩行者の通行を妨げないようにする。ただし、学校周辺では、学校の指示により通行する。

(3) 防犯登録をし、しっかりと鍵（二重ロック）をかける。

① しっかりとした防犯意識をもち、自分の持ち物は自分で管理する能力をつける。

② 他人の自転車に乗らない。

(4) 決められた場所に駐輪する。

① 駐輪場では整然と並べ、通行等の妨げにならないようにする。

(5) 定期的に自転車の点検を行う。

① ブレーキ・タイヤ（空気圧）・サドル・ハンドル・ライト・反射鏡・ベル

② 自転車は改造しない。（ハンドル、サイドステップ等）

## 4 違反した者への対応について

交通ルールやマナーが守れず、違反を繰り返す場合、自転車通学を一定期間停止とする。4回目の指導を受けた場合は自転車通学許可を取り消す。

## 5 その他

(1) 万一、事故にあった場合はただちに、学校・家庭・警察に連絡する。

連絡先：三笠中学校 0996 (75) 0003 担任
--------------------------------

(2) 自転車走行中は絶対に事故を起こさないようにする意識と、責任をもった運転を行う。